

第13回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

会 議 録

平成17年1月20日（木）開催

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局

第13回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会議録

開催日時	平成17年1月20日(木) 13時30分開会 14時11分閉会			
開催場所	東村中央公民館			
委員出欠状況	出席者(委員37名 顧問2名) 欠席者(3名)			
傍聴者	一般8名 報道7名			
職名	氏名	区分	市町村名	出欠
会長	成井 英夫	第1号委員	白河市	○
副会長	滝田 国男		表郷村	○
	渡部 泰夫		大信村	○
	根本 暢三		東村	○
委員	横井 孝夫	第1号委員	白河市	○
	中根 静		表郷村	○
	大谷 英明		大信村	○
	水野谷 正明		東村	○
	大高 正人	第2号委員	白河市	○
	荒井 一郎		表郷村	○
	藤田 清		大信村	○
	西村 栄		東村	○
	三森 繁		白河市	○
	矢口 秀章		表郷村	○
	星 吉明		大信村	×
	我妻 茂昭		東村	○
	深谷 久雄	第3号委員	白河市	○
	穂積 栄治		表郷村	○
	鈴木 勇一		大信村	×
	藤田 久男		東村	○
	和知 繁蔵	第4号委員	白河市	○
	大越 喜平			○
	柳 恵子			○
	佐川 京子			○
	金内 貴弘			○
	和知 幸男		表郷村	○
	滝田 知守			○
	緑川 正年			○
	深谷美佐子			○
	鈴木 克彦			○
	添田 勝治		大信村	○
	大竹 徳一			×
	大戸 文治			○
	橋本 良示			○
	添田 潔恵			○
	鈴木 勝則		東村	○
遠藤 公彦	○			
藤田 小一	○			
金澤 幸子	○			
矢田部兼一	○			
顧問	友部 俊一	福島県県南地方振興局長		○
	斎須 秀行	福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事		○

事務局	事務局長	木村 全孝	次長兼計画班長	角田 一郎
	総括次長 (総務・調整担当)	加藤 俊夫	計画班主任	橋本 浩一
	総括次長 (計画担当)	中島 博	次長兼調整班長	鈴木 昌美
	総務班班長	秦 啓太	調整班主任	菊池 功
	総務班主任	遠藤 修一	調整班主任	菊池 浩明
	総務班主任	鈴木 和彦	調整班主任	大竹 正紀

## 第13回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会 長 成 井 英 夫

### 3 議 事

#### (1) 会議録署名人の指名

#### (2) 報告事項

報告第32号 第12回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について

報告第33号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

#### (3) 継続協議事項

協議第60-2号 新市建設計画（案）について

#### (4) 協議事項

協議第68号 合併協定書（案）について

#### (5) その他

①第14回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程について

②その他

### 4 閉 会

午後 1時30分 開会

○事務局総務班長（秦 啓太） あけましておめでとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第13回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます協議会事務局総務班の秦と申します。よろしく願いをいたします。

会議を始めさせていただく前に、本日の会議資料についてご確認させていただきたいと思えます。まず、事前に委員の皆様へ郵送させていただきました資料といたしまして第13回会議資料、新市まちづくりプラン（案）、新市まちづくりプラン修正箇所対照表及び合併協定書（案）となります。また本日、お手元に新市まちづくりプランの概要版、協議会だより第7号、そして本日の座席表をお配りさせていただいております。

それでは早速、会議資料の1ページの次第に沿って会議を進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、初めに、本協議会会長、成井英夫よりごあいさつ申し上げます。

会長、よろしくお願いいたします。

○会長（成井英夫） 本日、ここに、第13回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を開催いたしましたところ、協議会委員の皆様方におかれましては、たいへん寒い中、また、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、心より感謝を申し上げる次第でございます。

市町村合併は避けて通れない重要かつ緊急の課題であるとの共通認識のもと、一昨年の暮れに白河市、表郷村、大信村の3市村による任意の合併協議会を設置し、昨年1月23日、大雪が降った日であったと記憶いたしておりますが、第1回目の任意協議会を開催いたしましたから、ちょうど1年が経過しようとしております。その後、6月には3市村による法定協議会に移行し、9月には新たに東村が加入して現在の枠組みによる協議会が組織され、現在に至っております。

この間、任意協議会を5回、法定協議会を本日を含め13回、合わせて18回の協議会としての会議を開催してまいりましたが、協議会委員の皆様をはじめ、顧問の皆様には、ご多忙にもかかわらず、毎回、出席について特段のご配慮をいただくとともに、円滑な議事の進行にご協力を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。ご案内のように、前回、12月21日開催の第12回協議会におきまして、懸案となっておりました議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、委員皆様のご理解をいただき、意見の統一をみることができました。

また、残りの協定項目についても、すべて提案どおり確認決定をいただくことができ、おかげ様をもちまして、平成16年中に、全47項目にわたる協定項目のすべてについて、協議調整を終えることができました。これもひとえに、「今回の合併を必ず実現させる」という、委員の皆様方の強い意志の表れであると痛感しているところであり、私といたしましても、これまで以上に、合併実現に向け

て、副会長とともに努力を払ってまいりる決意を新たにしているところであります。

さて、本日の協議会におきましては、先に内容の確認をいただいております新市建設計画（案）につきまして、県との事前協議が終了したことに伴い、前回お示しできなかった「新市における福島県事業の推進」に関する部分及び文言の修正について皆様のご協議をいただきますとともに、「合併協定書」の内容についての確認をお願いいたしたいと考えております。

合併協議会は大詰めの段階であります。終わりに、今後とも、本協議会の円滑な運営に対し、ご参会の皆様方の更なるご理解・ご支援をお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。本日もどうかよろしくお祈りを申し上げます。

**○事務局総務班長（秦 啓太）** 会長ありがとうございました。

続きまして、議事に入りますが、協議会規約第9条第4項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、この後の議事の進行につきましては、会長よろしくお祈りいたします。

**○議長（成井英夫会長）** それでは、規約の定めによりまして暫時議長を務めさせていただきますので、委員の皆様方にはご協力をよろしくお願い申し上げます。

それではまず、協議会規約第9条第3項の規定に基づき、本日の会議の成立要件について事務局から報告をお願いいたします。

**○事務局総括次長（中島 博）** 本日の委員の出席状況についてご報告申し上げます。

協議会委員40名のうち、出席委員は37名であります。協議会規約第9条第3項に定める半数を超える委員のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

**○議長（成井英夫会長）** 次に、傍聴席における写真等の撮影及び録音の許可についてお諮りいたします。

本日の会議においては、写真等の撮影、録音について、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長（成井英夫会長）** ご異議なしということですので、本日の会議における写真等の撮影及び録音については、これを許可することといたします。

それでは、これより議事を進めてまいります。

初めに、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。

会議録署名委員として、白河市の大高正人委員、表郷村の中根静委員、大信村の大戸文治委員、東村の矢田部兼一委員の4名を指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、（2）の報告事項に移ります。

まず、報告第32号 第12回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。局長。

○事務局長（木村全孝） 事務局長の木村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料の2ページをごらんいただきたいと思ひます。

報告第32号 第12回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨についてでございます。3ページをごらん願ひます。

(2)の報告事項としまして、報告第31号 第11回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨については了承をいただいております。

次に(3)の継続協議事項についてですが、協議第132号 議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、議長からこれまでの協議内容について説明がありました。その後、議長と白河市議会との協議の結果を踏まえ、議長幹旋案についての修正案が提案されました。

1につきましては幹旋案と同じであります。2の「新市において最初に行われる議員選挙については、30人の議員定数により大選挙区で行うものとする。」としていたものを、「30人の議員定数により小選挙区、定数配分は白河市20、表郷村4、大信村3、東村3を採用し、その後の議員選挙については、大選挙区で行うものとする。」としたものであります。

修正案に対しまして、荒井委員より、案に賛成する。藤田清委員より、案には賛成するが当初の議長幹旋案を尊重する意味で、議長幹旋案をそのまま記載し、但し書きとして、各村の要望である小選挙区制の修正案を入れた記載とするのが良いのではないかと意見がございました。西村委員からは、修正案に賛成であるとの意見がございました。また、議長から藤田清委員の意見につきまして、正副会長で文言を整理させていただくとの話がございました。

4ページをご覧願ひます。

修正案どおり全会一致で承認されております。なお、承認内容については、正副会長で文言を整理した上、次回協議会で文面にて報告することとしたものでございます。

次に、協議第61号 地域自治区の設置に関する協議(案)についてでございます。

鈴木克彦委員から、地域協議会委員の主な仕事として、どの程度活動の機会があるのかとの質問がございました。それに対しまして、新制度であり現段階で委員の活動の機会について具体的などころまで想定できないとの説明がありました。

また、鈴木克彦委員より、地域自治区は、議員数の減少に対応する制度と考えていた。無報酬で委員を引き受けてくれる人が理想だが地域にとって必要であると期待される人もいることから考えると、一概に無報酬はどうかとの意見がございました。それに対し、議長から、地域の中できちんとした考えを持つ方は、自分たちの地域をより良くするための会合には、たとえ無報酬であっても意欲的に参加し、欠席することもない。報酬が無いために参加しないということではないのではないかと話がございました。

また、深谷美佐子委員より、報酬については、報酬委員会に委託し状況に応じて決めるという他協議会の事例があった。報酬については、協議に含めず、状況に応じて対応してはどうかとの意見がご

ございました。

また、横井委員より、この法律改正の意図は、住民自治の基盤をつくることであり、自分の地域をよくするために何をするか地域住民で考えていくことである。報酬を支払うことは法律上想定されていないため、無報酬で行われるべきものと考えたとの意見がございました。

その後、多くの委員の皆様から意見がございましたが、議長から、地域のことは地域として考えていく時代なのではないか、原則としては無報酬が良いのではないかと判断した上で正副会長として提案させていただいたものであるのご理解を願いたいとの話がございました。

6ページをご覧ください。さらに、議長からその他の留意事項といたしまして、区長の選任と任期についての説明があり、原案どおり全会一致で承認されております。

次に、協議第29-2号 国民健康保険事業の取扱いについてでございます。

三森委員より、村長も努力し議会でも検討を重ねている。民間への移管も考慮しながら検討を続けていただき、原案どおり承認したいとの意見があり、原案通り全会一致で承認されております。

次に、(4)の協議事項、協議第66号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

藤田久男委員より、4市村の農業委員会の代表が2回ほど集まり協議をしているが内容的に煮詰まっていない状態である。暫時休議を頂き、正副会長と4市村の農業委員会の代表で検討させていただきたいとの意見があり、正副会長と各農業委員会の代表で協議を行いました。

休議後、議長より正副会長と各農業委員会の代表で協議の結果、原案どおりとすることで意見が一致した旨の報告があり、原案どおり全会一致で承認されております。

次に、協議第67号 新市建設計画（新市まちづくりプラン）概要版（案）についてであります。金内委員より12ページに「白河地域にも同様の機能をもった機関を設置します。」と記載されているが、協議第61号で承認された内容と同等であると理解してよいかとの質問がありました。

これに対して、事務局より、地域自治区の設置に関する協議に沿った内容で、同様の機能を果たせる機関として検討していくことになるとの説明があり、原案どおり全会一致で承認されております。

次に、協議第10-2号 合併の期日についてであります。事務局から資料を配付し、内容説明の後、全会一致で承認されております。報告第32号については、以上であります。

**○議長（成井英夫会長）** ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました報告第32号について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

（発言する声なし）

**○議長（成井英夫会長）** ご意見、ご質問がないようですので、報告第32号については、事務局から報告のあったとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）



○議長（成井英夫会長） ご異議ないようですので、報告第32号 第12回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨については、報告のとおり承認することといたします。

次に、報告第33号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。本協定項目につきましては、前回の第12回協議会においてご承認を頂いておりますが、文言について、正副会長で整理し、報告することとさせていただきますので、議題とさせていただきます。調整方針について事務局から説明をお願いします。加藤次長。

○事務局総括次長（加藤俊夫） 協議会事務局総括次長の加藤と申します。よろしく申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

報告第33号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてということでの報告事項の説明をいたします。議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、ただいま、議長から話がありましたとおり、前回12月21日開催の第12回合併協議会におきまして、議長幹旋案の修正案をもって承認をいただいたものでございます。

その内容について、文言の整理の上、次回の協議会に報告することといたしましたので、本日、こちらに記載の形で報告させていただくものでございます。

4ページ上段をごらん願います。前回の協議会で承認をいただいた修正案は、在任特例を適用すること、最初に行われる選挙については小選挙区を設けることと大きく分けて2つの調整方針となっておりますが、今回、これを8ページにございますように、先進事例等を参考に文言等の整理をさせていただきますして、これを5項目に細分化して取りまとめたものであります。

調整方針を読み上げさせていただきます。

1番として、4市村の議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定に基づき在任特例を適用する。

2番、在任特例を適用する期間については、合併の日から平成19年4月30日までとする。

3番、在任特例を適用する期間の議員報酬については、4市村の現行報酬とする。ただし、合併の前日までにおいて、議員報酬の減額を行っている市村にあつては、減額前の報酬とする。

4番、新市の議会の議員の定数は30人とする。

5番、新市において最初に行われる議員選挙に限り、公職選挙法第15条第6項の規定により4市村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区における定数は、次のとおりとする。ということで定数について表をつくりました。白河選挙区については20人、表郷選挙区4人、大信選挙区3人、東選挙区3人ということになってございます。

その下に日付が3つ並んでいる部分であります。これにつきましては、今までの経過を記載した部分です。

平成16年11月10日、第9回の協議会にあたりますが、この協議会におきましては小委員会で調整の一本化が図れなかったということを受けまして、白紙で協議会に提案をしたものでございます。

その後、平成16年11月13日、第10回の協議会になりますが、ここで修正という言葉を使っていますが、議長幹旋案が提案されました。

続いて、平成16年12月21日、第12回の協議会におきまして、議長幹旋案の修正案が提示されまして、承認されたという、その経過を示す日付でございます。

なお、前回、大信村の藤田清委員から、当初の議長幹旋案をそのまま記載して、そこに但し書きとして小選挙区制導入の修正案を入れた形で取りまとめたのはどうかとの意見がありましたが、他の協定項目との関係、また、この内容がそのまま合併協定書の内容となることを考慮いたしまして、最終的にご承認を頂いた調整方針のみの記載としたものでございますので、ご了解をお願いしたいと思います。報告第33号については、以上でございます。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました報告第33号について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

（発言する声なし）

○議長（成井英夫会長） ご意見、ご質問がないようですので、報告第33号については、事務局から報告があったとお承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ご異議がないようですので、報告第33号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、継続協議としておりました協議第60-2号 新市建設計画（案）についてを議題といたします。

新市建設計画素案につきましては、第11回協議会において、皆様に承認をいただいておりますが、福島県との事前協議が整ったことから「新市における福島県事業の推進」の部分及び、その他について修正提案させていただくものです。事務局から説明をお願いします。中島次長。

○事務局総括次長（中島博） 事務局総括次長の中島と申します。よろしく申し上げます。座って説明をさせていただきます。

資料の方ですが、事前に配布させていただいております新市まちづくりプラン 新市建設計画（案）と新市まちづくりプラン（新市建設計画）修正箇所対照表の2種類です。

今回の修正案は、昨年11月26日に開催された第11回協議会におきまして承認をいただきました計画素案を、県との事前協議等を踏まえて修正したものです。厚い方の資料が、修正後の計画本体一式、薄い方の資料が、前回の素案から修正した部分の対照表となっております。まず、薄い方の修正箇所対照表でご説明します。

修正箇所について1ページから15ページまで記載してありますが、前回白紙で提案された県事業を除く殆どの部分が、より正確な表現・より分かりやすい表現とするために、表現の仕方や字句を修正したものでありまして、内容や記載の主旨が大きく変わっているものはございません。

事前に配布させていただき、ご覧になっていると思いますので、細かい部分の説明は省略いたしまして、主な修正点の要点についてのみ説明させていただきます。

修正箇所対照表の7ページの一番上をご覧ください。

7ページの「道路・鉄道・バス等交通網の整備」の主要事業の部分になります。素案につきましては、「白河中央インターチェンジ建設事業」というふうに記載してございましたが、県との事前協議の中で、インターチェンジの建設・整備は、新市だけが実施主体となって事業化するものではなく、国の認可を経て地元としても新市が費用を負担しながら実施していくものであるため、新市のみが主体となるような記載の仕方は適当でないとの指摘がございましたので、それに添った形で、事業名を「白河中央インターチェンジ設置推進事業」とし、事業概要も記載のように変更いたしました。

続きまして8ページをご覧ください。

8ページの上の枠の修正後の中段あたりになりますが、ここは「生活安全対策の充実」の主要な施策の説明部分になります。内容的には素案で記載していたものと同じですが、県との事前協議の中で消費者保護対策の部分と併せて記載するのではなくて、独立した項目として別立てとして記載したほうがより分かりやすく良いとの助言を受けて加筆・修正した部分でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。11ページの一番下の覧になります。

ここは、「上・下水道の整備」の主要事業部分の表の部分でございます。素案におきましては、農業集落排水事業と農業集落排水資源循環統合事業の2本の事業を別立てに整理しておりましたが、県の方から、事業名としては1つにすべきとの指摘がございましたので、2事業の内容を1つにまとめた形に事業名、事業概要を修正いたしました。

続きまして14ページをお願いします。この部分は、「男女共同参画社会の確立」の主要な施策の説明部分になります。内容的には修正前素案と同じですが、女性の人権関係について、女性の健康対策、福祉の向上といった部分と併せて、別立てとして記載したほうが良いのではないかと助言を受けまして、加筆・修正したものでございます。

続きまして15ページをお願いします。「公共施設の整備方針」についての記載の部分でございます。ここにつきましては、現在、白河市内6ヶ所にある地区行政センターについて、窓口サービスを提供する場として継続するという内容を最後に付け加えました。これは、協定項目の中の事務組織機構の取扱いの中で、この内容をご説明いたしまして承認をいただいたことに伴いまして、その部分を付け加えたものでございます。

最後に、「第6章 新市における福島県事業の推進」の部分についてご説明いたします。

資料は、厚いほうのプラン本体をお願いします。こちらの71、72ページになります。

この部分につきましては、素案の段階では、まだ県との事前調整がなされていないということで、白紙でお示ししましたが、今回、県との事前協議が終了いたしましたので、それを踏まえて内容を記載いたしました。

内容としては、まず1番目に福島県の役割ということで福島県としての基本的な考え方、スタンスということで記載してございます。内容的には県が総合計画の中でも謳ってあります地域別の構想と方向性を同一にしたものであり、新市の建設というのが非常に重要な意義を有しているということ。それから福島県市町村合併支援プランにおいて、合併しようとしている市町村の新たなまちづくりをできる限り支援していくんだということからして、県としても新市と連携協力しながら、新市の均衡ある発展を支援するために県事業を積極的に推進していくという基本的なスタンスを整理したものでございます。

その次に2、新市における福島県事業と言うことで、(1)から(4)まで記載してありますが、この部分につきましては、前回の協議会におきまして、概要版への記載についてご説明いたしましたとおり、県としては個別具体の事業を記載するのではなく、広く事業の実施が可能となるよう、基本的な事業推進の考え方を記載することとなっております。県内の先行する他の協議会における建設計画についてもすべて同様の扱いがなされております。当協議会におきましても、それに添った形で記載しております。

記載内容につきましては、前回、ご承認いただきました概要版の記載内容と全く同じでございますので説明は省略させていただきます。

新市建設計画につきましては、県との事前協議が終了いたしましたので、本協議会でご承認を頂き次第、法律に基づく正式協議に移りまして、県の同意を頂いて確定ということになります。よろしくお願いたします。以上です。

○議長（成井英夫会長） ただいま事務局から説明がありました協議第60-2号について、皆様からご意見を頂戴したいと思います。

ご質問並びにご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する声なし）

○議長（成井英夫会長） ご意見がないようですので、協議第60-2号については、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（成井英夫会長） ご異議なしということですので、協議第60-2号 新市建設計画（案）については、提案のとおり承認することといたします。

続きまして、協議第68号 合併協定書（案）についてを議題といたします。

始めに事務局から説明をお願いします。鈴木次長。

○事務局次長兼計画班長（鈴木昌美） 事務局調整班の鈴木と申します。よろしくお願いたします。

協議第68号 合併協定書（案）についてを説明させていただきます。合併協定書（案）につきましては、事前に別冊で配布してございますので、そちらのほうをご覧頂きながら説明させていただきます。

これまで合併の方式等を含む基本4項目を含めた47項目につきまして、全て協議会で承認を頂いております。それらにつきまして、協定書として取りまとめまして、4市村の代表の方等に調印を頂いて、合併協定書を取りまとめるものでございます。

手元の協定書の中の1ページからになります。協定番号の1番、合併の方式から順にこれまで承認を頂いた内容を記載しております。1ページから順に行きまして、14ページ、25番、新市建設計画までがこれまでの調整方針の内容になっています。15ページにつきましては、地域自治区の設置に関する協議の内容を別紙の部分として載せております。

18ページから調印書という形で記載してありますが、これらの協議内容につきまして、19ページには調印書としまして、ここに調印するという文面のもと、白河市長、表郷村長、大信村長、東村長がそれぞれ署名し、捺印を頂くことになっております。

立会人といたしまして20ページに4市村の議会議長、それから21ページには、4市村の合併協議会の委員代表1名ずつ4名、福島県から合併協議会の顧問といたしまして県南地方振興局長、広域行政グループ参事のお二方にそれぞれ立会人として署名を頂くという考え方で、この合併協定書(案)を作成してございます。

また、この合併協定書の内容ですが、これまで合併協定項目の調整方針の提案におきましては、一定の統一した表現のもとに記述してきましたが、今回、合併協定書として各調整方針を一覧的に並べてみますと、表現方法にばらつきがあることが確認できました。合併協定書の作成におきましては、全体として、統一した表記をすることが適当であることから、原則としてこれまで本協議会で確認されました調整方針の趣旨、内容を変えることのない範囲において、文字等の表現について、整理、統一をさせていただくということで、修正をさせていただいております。

主な修正の内容ですが、句読点や接続詞の整理統一を行っております。

それから、例えば1ページの財産の取扱いの内容の1番のところは4市村とございますが、これまでの調整方針で行きますと、白河市、表郷村、大信村、東村の4市村の名前を連名で表記しておりました。こういう表記につきましては、この協定書の中では、47項目の中におきまして全て4市村というような表記に統一しております。

それから、協定書の2ページ目の協定項目の7番、議会議員の定数及び任期の取扱い、それから8番、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにおきまして、各選挙区の定数については、調整方針の中では、文章表現で定数等を表記しておりましたが、2ページでご覧のように表に改めております。

それから、5ページの方ですが、協定項目18番、町名・字名の取扱いの中で、表郷村、大信村、東村の住所表記の例示を付け加えまして、分かりやすくしたということが1点でございます。

それから、8ページの方ですが、オ 環境対策関係の1番の2行目に合併後5年というのがございます。合併後の一定期間の表記につきましては、これまで合併後何ヶ年度間とか合併後何ヶ年という表記がありました。これらについて全て、基本的には、合併後何年というような表記に統一したとい

うこととございます。ただし、地方税、国保税関係については、何年度間という表記にしておりますが、それ以外については全て、合併後何年という表記にしております。

それから、7ページ中ほどのウの広報・広聴関係の4番ですが、「防災行政無線については、現行のとおりとし、新市において・・・」という表現がございますが、従前は、「合併後」という表現を使っておりましたが、この合併後という表現をここにあるように、全て「新市において」という表現に改めたというところであります。

それから、9ページのイ 障がい者福祉関係でございます。従前は、障がい者等の表記については、障害者の「害」を漢字で表記しておりましたが、差別的表現との指摘等もございまして、この「害」という字について全てひらがなの「がい」に改めたという内容になっております。

大きく申し上げまして以上の7点が主な修正の内容になっておりますが、これらの考え方で、文章の表現の統一を図ったということで修正をしております。

この合併協定書の調印の日程につきましては、今後、再度日程を調整しまして、決定することとしたいと考えております。以上、合併協定書（案）についての説明です。よろしくお願いたします。

○議長（成井英夫会長） ただいま、事務局より説明がありました協議第68号について、皆様方から、意見、ご質問をお受けしたいと思っております。

（発言する声なし）

○議長（成井英夫会長） 意見がないようでありますので、協議第68号については、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） 異議なしということですので、協議第68号 合併協定書（案）につきましては、提案のとおり承認することといたします。

続きまして、5のその他に入ります。

まず、第14回合併協議会の開催日程について、事務局から説明をお願いします。

局長。

○事務局長（木村全孝） 11ページをごらん願いたいと思っております。

第14回の協議会の開催日程についてでございます。

開催時期につきましては、平成17年2月17日木曜日。時間の訂正をお願いします。1時30分となっておりますが午後2時とご訂正願います。開催場所につきましてはウエディングプラザ鹿島を予定しております。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ただいま事務局から説明がありました次回の協議会日程について、皆様からご意見等をお願いいたします。

（発言する声なし）

○議長（成井英夫会長） ご意見がないようですので、次回の第14回協議会については、2月17日木曜日の午後2時からウエディングプラザ鹿島で、開催することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ご異議なしということですので、次回の第14回協議会については、2月17日、先程述べた場所等において行わせていただきます。

次に、その他に移ります。

皆様からご意見、ご要望がありましたら、お願いをいたします。

（発言する声なし）

○議長（成井英夫会長） なければこれで、本日の議事を終了させていただきます。

円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、お礼を申し上げ、議長の任を解かさせていただきます。

○事務局総務班長（秦 啓太） 会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、第13回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 2時11分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名いたします。

平成17年2月17日

署 名 委 員

大島正人

署 名 委 員

中根 静

署 名 委 員

下戸文治

署 名 委 員

大田部兼一